

四條男爵家文書

一、四條男爵家文書発掘の経緯

本史料発掘のきっかけは、私たちが旧子爵大村泰敏氏（大村益次郎子孫）に対する談話聴取および所蔵史料の整理を行ったことであつた（大村氏へのインタビューは「大村泰敏氏談話聴取記録」としてまとめられた。ただし未刊行）。右調査のため大村邸を訪れた私たちに対し、大村氏夫人の光子氏はご実家である四條家（光子氏は四條隆英の六女）に関係文書が存在することをご教示くださり、あわせて同家へご紹介の労をとってくださいました。

二〇〇二（平成一四）年四月二十七日、本研究会メンバーの土田宏成、内藤一成、水野京子の三名は大村家に整理のために借用していた写真史料の返却に伺つた。その際、大村夫妻、次女の島幸子氏とともに故四條隆貞夫人四條淑子氏、隆貞長男四條隆元氏に面会した。この席で、両氏に調査の趣旨を説明し、正式に協力を依頼したところ、快諾を得

ることができた。

同年十一月一六日、前記メンバー三名は四條家を訪問、四條淑子・隆元両氏、大村夫人に面会し、関係史料を閲覧した。このとき確認できた史料は邸内の土蔵に保管されていたものが中心で、文箱や菓子箱に収められていた書簡、葉書、書類、写真類と、木製本箱に収められた『太政官日誌』をはじめとした和漢書籍などがあつた。

私たちは、これらは歴史史料として重要であると認め、借用のうえ整理、目録化作業を行いたいとの意向を四條家側に伝え、両氏より快くご同意いただいた。その後メンバー全員により文書整理ならびに目録作成を行った。ただし写真と絵はがきについては、紙幅の関係上今回は紹介を見送った。また書籍類に関しては借用はせず、現地での内容の確認のみにとどめた。その他、参考資料として四條隆英著作目録を作成した。なお、所蔵者の希望により、一部目録の公表を控えたものがある。

今津敏晃
土田宏成
阿部幸子
清水唯朗
内藤一成
水野京子

二、四條隆英略歴

史料の紹介に先立ち、四條隆英（一八七六—一九三六）について簡単に触れておこう。

四條隆英は関白二條斉敬の四男として一八七六（明治九）年二月に京都に生まれた。公爵二條基弘は義兄にあたる。のち、男爵四條隆平の養子となった。同家は四條隆平が四條侯爵家より一八九四（明治二七）年に分かれ、一八九八年隆平は男爵を授けられた。隆平は四條隆生の三男、七卿落ちで有名な侯爵四條隆調は兄、養父にあたる。戊辰戦争では北陸道鎮撫副総督、先鋒副総督兼鎮撫使などをつとめ、功績により賞典禄二百石を永世下賜された。また新潟裁判所総督、越後府知事、若松県知事、太政官権少書記官、元老院議官などを歴任した。なお隆平・隆英と続いた後は、隆英の長男の隆秀が家督を相続したが、同人の急逝により二男の隆貞があとを継いだ。現当主は隆元氏である。話を戻すと、隆英は第二高等学校を経て一九〇四年七月東京帝国大学法科大学政治学科を卒業し、農商務省山林局書記となった。同年一月には文官高等試験に合格し、一九〇五年四月農商務省属となった。以後、農商務省山林局庶務課長、農商務書記官、鉾山局鉾政課長などを経て一九一二（大正元）年二月農商務大臣秘書官、大臣官房秘書課長をつとめた。この間一九〇八年四月から一九〇九年三月までヨーロッパに出張している。一九一一年八月、隆平の死去にともない家督を相続、襲爵した。

一九一三年六月商工局工務課長となり、一九一四年七月から一九一五年七月にかけてアメリカに出張した。一九一七年には簡易生命保険

事業審査委員会に任じられ、一九一九年五月工務局長兼臨時産業調査局第三部長となり、一九二四年一月には農商務次官となった。臨時産業調査局第三部長時代には「戦時中起った我邦の化学工業」（上）（中）（下）を『大阪毎日新聞』一九二三年一月六日、七日、九日に発表している。一九二五年四月に農商務省が農林省と商工省に分離すると、初代商工次官に就任した。以後、一九二九（昭和四）年四月まで、三内閣五大臣のもとで商工次官をつとめた。

商工次官を辞した後は安田財閥の中核をなす安田保善社の社員外理事となった。隆英の理事就任は、直接には一九二九年一月より安田保善社顧問をつとめていた高橋是清の推薦によるものだが、結城豊太郎専務理事の辞任をうけて、同社が行った理事業務分担のための強化策であったといわれる。この当時の安田保善社の理事は安田同族理事四名と、社員外理事として元台湾銀行頭取で安田銀行副頭取をつとめる森広蔵、安田銀行常務取締役で「安田王国の元老」とも評された竹内悌三郎、そして隆英の七名であった。こうしたことから、隆英の理事就任には高橋の大きな期待がかけられていたことがわかる。大村光子氏からも、隆英は高橋是清から大変かわいがられていたとお話を伺うことができた。

安田保善社入りした隆英は安田財閥の保険事業を主に担当し、一九三〇年四月には安田生命保険社長に就任し、一九三六年一月二日に心弁膜障碍症で急死するまでその地位にあった。その他、安田財閥下の東京海上火災、帝国製麻の社長をつとめたほか、九州電力、浅野セメント、第一海上保険の各取締役をつとめた。経済人としての活動の傍ら、一九三二年五月には貴族院議員に当選し、公正会に所属した。経済人として政治家として、さらなる活躍が期待されたなかでの、突然

の死去は惜しまれるところであった。

【参考文献】

実業之世界社編集局編『財界物故傑物伝』上巻(実業之世界社、一九三六年)

小汀利得『安田コンツェルン読本』(春秋社、一九三七年)

「安田保善社とその関係事業史」編修委員会編『安田保善社とその関係事業史』(同会、一九七四年)

三、四條男爵家文書の概要

今回紹介する「四條男爵家文書」は総点数一三二点、内訳は隆英関係一二四点と、隆平関係八点よりなる。隆英関係が書類中心であるのに対して、隆平関係は書簡が中心である。以下、隆平、隆英の順で文書の概要をみていこう。なお各文書の番号表記については、書簡の部は【書簡〳】、書類の部は【書類〳】とし、複数を記する場合には【書簡1・2】とした。

隆平関係の史料には授爵関係と、明治維新前後に関わるものよりなる。前者については授爵決定につき参内を求める宮内省式部長三宮義胤からの通知(【書類2-77】)、授爵に際しての配布・差出書類について記し、手続き上の注意を述べた醍醐忠敬書簡(【書簡2】)、授爵手続きが完了次第、定籍届を提出するよう求めた爵位局第三課からの書簡(【書簡1】)がある。また【書類2-75】の「分家届写」と【書類2-76】の「請書(控)」は授爵手続きの際に調製された書類の控えであろう。「請書(控)」は【書簡2】に見える「御請書」に相当すると思われる。

後者には、史談会総裁東久世通禧からの書簡がある(【書簡3】)。

内容は「藤堂家旧家老之家筋賞典之儀上申致度存候」に伴い、鳥羽伏見の戦いにおける山崎砲撃事件に関して事実確認を求めたものである。隆平は右戦いの際、朝命を奉じて山崎の津藩の陣営に赴き、御沙汰を伝達し、同藩を新政府側につけることに成功した。隆平は、この件について一八九九年三月二〇日、史談会で語っており、その記録は「四條隆平君国事軼事歴付十三節」として『史談会速記録』第八三輯に収録されている。速記録中には、隆平が藩兵を率いて山崎に出兵していた津藩家老藤堂采女との交渉について語った部分があり、同封別紙にはおそらくこの箇所が記されていたと思われる。その他、慶応四年の日記や新潟裁判所時代の「民政録」などの史料の借用を依頼する隆英宛維新史料編纂事務局書簡(【書簡4】)も残されていた。

次に隆英関係に移ろう。隆英関係の史料は農商務省、商工省時代のものが大部分を占める。この中には各種委員就任の通知のほか、彼が携わった展覧会・博覧会に関するもの、大正天皇の葬儀関係などさまざまな書類が存在する。また商工次官時代に行った講演の要旨である「国産振興の真意義」(【書類5】)は、当時の商工省の産業政策と、そのなかでの四條次官の果たした役割を知るうえで貴重なものである。

続いて書簡を見ると、高橋是清からのものが二通ある。【書簡14】は輸出織物業組合に尽力する静岡県の商人高柳信蔵を紹介するものである。一九二五年当時、四條は中小企業による輸出組合結成を産業政策の重要課題と位置づけ、高橋是清農商務大臣のもと、工業組合法の成立に向けて奔走していた。遠州の織物業者高柳の活動は、四條の工業組合法の精神と重なるとして、面会がはかられたであろう。

【書簡15】は、高橋より四條への面会依頼である。当時高橋は斎藤実

内閣で蔵相の地位にあった。

高橋以外には、一木喜徳郎や太田正孝からの人物紹介（書簡5・6・7）や河原田平助の報奨金決定への尽力を謝す金子堅太郎の書簡（書簡8）などがある。また審議の様子を知らせたことへの中橋徳五郎の礼状（書簡17）は、政党内閣期の省庁と政党のつながりを考えるうえできわめて興味深い。また四條が製鉄所長官に転出するという情報を中心に農商務省幹部人事に言及した下岡忠治書簡（書簡10）は、政党内閣期の官僚人事のあり方や省内の勢力関係などを知るうえで示唆に富んでいる。

以上、全体のごく一部しか紹介できなかったが、その他については後掲の目録を参照されたい。

なお、今回紹介した史料の整理が終了した後、四條家より新たに四條隆英の辞令を貼り付けた台帳と多数の文書が収められた葛籠が発見されたとの連絡をいただいた。葛籠の中には【書簡4】で維新史料編纂事務局に貸与した史料としてその名が記されていた四條隆平の新潟県裁判所総督時代の「民政録」と思われる綴りなど相当数の書類が収められていた、おそらく他では見ることの出来ない貴重な史料も含まれていると思われるが、詳細は後日の調査完了をまって、報告したいと考えている。

【付記】

「四條男爵家文書」について、調査および今回の史料紹介での発表をこころよく許可くださった四條淑子・隆元両氏に心より御礼を申し上げます。また四條家へのご紹介の労をお取りいただきなどいろいろとお世話くださった大村泰敏・光子ご夫妻、島幸子氏にもこの場を借りて厚く御礼申し上げます。今回紹介した史料について研究を目的として閲覧を希望される場合には内

四條隆英著作目録

No.	区分	論文名	雑誌名	掲載年月日
1	署名記事	「工場法の沿革及其精神」	『工業』大正6年3月号	1917年3月
2	談話	「新工場法の成績調査」	『読売新聞』	1917年1月30日
3	談話	「全国の工場監督官が四日に亘る会議」	『読売新聞』	1918年4月26日
4	談話	「工場法違反激増」	『読売新聞』	1919年5月21日
5	署名記事	「工場法の成績」	『法律新聞』1363号	1918年
6	署名記事	「我網業の地位 世界的独特の素質」	『中外商業新報』	1919年10月1日
7	署名記事	「自ら一の限界あり 職工の要求も之を超ゆ可らず」	『読売新聞』	1919年7月24日
8	署名記事	「産業不安と労働 社会的良心を振え」	『読売新聞』	1920年1月1日
9	署名記事	「朝鮮の工業政策に就て」	『朝鮮』91号	1923年
10	署名記事	「戦時中起った我邦の化学工業（上）」	『大阪毎日新聞』	1923年1月6日
11	署名記事	「戦時中起った我邦の化学工業（中）」	『大阪毎日新聞』	1923年1月7日
12	署名記事	「戦時中起った我邦の化学工業（下）」	『大阪毎日新聞』	1923年1月9日
13	署名記事	「我が国産業合理化の要諦」	時事新報社経済部編 『日本産業の合理化』所収	1928年12月
14	署名記事	「一瀉千里・掉尾の両院 負債整理案成立」	『読売新聞』	1933年3月26日

本目録作成に当たっては以下のDBを中心に、現在利用可能な雑誌記事索引、目次総覧を用いた。
石山洋・稲村徹元・大久保久雄・宮地幹夫・堀込静香編『明治・大正・昭和前期雑誌記事索引集成』（皓星社）各巻
東郷尚武監修『都市問題文獻書誌』（ゆまに書房）各巻
『読売新聞』CD-ROM（大正、昭和）

なお、本目録は完成版ではなく、四條隆英著作について現在も調査を継続している。

藤一成（メールアドレス hen1j@kunaicho.go.jp）までお問い合わせ下さい。

四、史料翻刻

【凡例】

- 一、書簡は本文のみを翻刻し、封筒に記載された情報のうち重要と判断したものについては目録の備考欄に記載した。
- 一、漢字については原則として新字を用いたが、仮名についてはそのままとした。

- 一、作成年代を推定したものについては（ ）を付した。
- 一、年代表記は原則として西暦としたが、年代推定で西暦では特定できないものについては（明治）のように記した。
- 一、原本で行われている訂正・挿入などについては、〔 〕内に注記した。
- 一、本稿で翻刻したものは目録中ゴシックで示した。

【書簡1】四條隆平宛爵位局第三課書簡

先般授爵相成候ニ付テハ一戸御新立ノ手續済次第定籍届御差出有之度此段為念申入置候也

八月十九日

男爵四條隆平殿

爵位局第三課

【書簡2】四條隆平宛醍醐忠敬書簡

記

一 華族ニ被列辞令書一通

一 勅書写 一葉

右爵位局主事より被渡

一 授爵 宣旨

右宮内大臣田中ヨリ被渡

一 御請書写ノ通り差出候

一 御札 兩陛下エ東御車寄御帳ニ記候事

一 賢所へ奉呈ノ誓詞書御自記ノ上御差出ノ事（爵位局へ）

一 議員資格調書本人ノ実印二限り

但至急ヲ要シ本日中ニ爵位局へ〇〔御調印捺印ノ上〕を挿入〕御差出候事

一 外華族令一冊被渡候事

右正ニ御渡し申上候本日ハ御本人御出頭ノ筈〔御請書も出テス又名代人差出ノ届ナシ無論本人参内ノ御準備ノ由〕ニテ名代ニテハ

〔ニテハ〕を「出頭ノ」に修正〕

〔式部長ヨリ御用召状返上候也〕

届出ナキニ付宮内大臣へ伺ノ上臨期所 勞等名代ノ御理申上候趣ニ候尤も御親授式ノ処名代等宮内大臣ヨリ授与相成候也

明治三十一年七月廿日

醍醐忠敬（印）

男爵四條隆平殿

【書簡3】四條隆平宛東久世通禧書簡

御白金珍重候然者今般史談会より藤堂家旧家老之家筋賞典之儀上申致度存候付別紙藤堂采女先年山崎砲撃之事件閣下為勅使御参向之實際史談会御演説事実取調別紙相認申候何卒御記名御調印御証明被下度企望

之至御座候右御依頼迄早々謹具

一月廿五日

史談会物裁

東久世通禧

男爵四條隆平殿

【書簡4】四條隆英宛維新史料編纂事務局書簡

大正九年三月五日

維新史料編纂事務局（印）

男爵四條隆英殿

借用証書

左記史料借用致候也

記

一 日記 慶応四辰五月永昌役所（二行割） 五冊ノ内巻參 一巻冊

一 同 同年六月ヨリ八月十五日迄（二行割） 巻四 一巻冊

一 民政録 慶応四戊辰年從五月新潟裁判公文所（二行割） 一巻冊

【書簡5】四條隆英宛一木喜徳郎書簡

拝啓寒氣相加はり候処益々御清勝之段奉欣賀候扱て甚た唐突ニ候へ共別紙履歴之者今回貴省に就職相願ひ居候趣に候処同人在学中家庭教師等を務め苦学致候に拘らす相当の成績を収め将来御役にも立ッへき者と存候間御銓衡の上御採用被下候は、幸甚に有之何卒宜敷御高配を被むり度奉希望候先ハ右得貴意度如此御座候 敬呈

一二月十日

喜徳郎

四條老台侍史

【書簡6】四條隆英宛一木喜徳郎書簡

拝啓陳は過般願上候高橋哲儀採用予定候補中に編入せらるへく御内定の趣御内報被下難有拝承偏に御高配の致改す所と深く奉感銘候本人の幸者勿論小生も共々相喜ひ候次第に御座候不取敢書中御礼申陳度如此御座候 敬呈

十二月廿一日

喜徳郎

四條老台侍曹

【書簡7】四條隆英宛太田正孝書簡

謹啓

閣下益々御清祥奉賀候、茲ニ御紹介申上候米田吉盛君ハ小生の直接関係致候横浜専門学校理事にて卒業生就職の件にて持参致候同校は真面目の学風にて一般実業界の氣受けもよきやう被存候御多用中乍恐縮寸時御引見御厚配仰度此段乍略儀御手紙差遣申候 拜具

十月十九日

太田正孝

四條男爵閣下侍史

【書簡8】四條隆英宛金子堅太郎書簡

拝啓陳者先般来種々御尽力被下候河原田平助褒賞之件今回御決定相成早速御通知被下忝奉存候直ニ其旨本人ニ通報致置候間何れ本人より御礼可申上へとも不取敢小生よりも御礼申上候 勿々敬具

十二月六日

堅太郎

四條商工次官殿侍曹

【書簡9】四條隆英宛四條隆愛書簡

拝啓陳は此度拙家整理に關し金員御援助賜り候昨日一條公爵より伝聞
仕り御芳情奉深謝候參上致し御札申述べきの処乍勝手以書中御厚札申
上度如斯御座候 敬具

昭和四年五月一日

四條隆愛

男爵四條隆英殿

【書簡10】四條隆英宛下岡忠治書簡

拝啓早來御無音ニ打過居候扱過般上京之節御面晤之機會無之遺憾ニ存
居候貴下製鉄所長官に御栄転之事頻りニ新聞紙上に喧伝致居り当然の
事ニ有之候所多分事実として現はれ候義と存候其以外の農商務部内の
變動は長満君の辭職其他に伴ひ如何の模様ニ有之候哉近情御知被下候
は、幸甚ニ奉存候

総督府も今回の整理にて一大改革を行ふ心積にて目下着々準備中有之
候

何れ明春一月上京之御御面晤之機可有之候得共不取敢近況伺旁愚意申

述度 草々敬具

十一月十七日夜

下岡忠治

四條男爵閣下

【書簡14】四條隆英宛高橋是清書簡

十五年二月七日

拝啓時下益々御芳健奉賀候陳は御聞及も可有之候得共靜岡県之高柳信
藏と申人此程西三度面会致シ段々話を承り候所同人ハ数ヶ年前ヨリ輸
出織物組合之件ニ付一方ナラズ尽力致し遠州織物工業ニハ少カラズ貢
献致候事と被存候例之工業組合法実行ニ付目下努力致居候特志家ニ御
座候就ては貴台ニ御面会願出候様申聞置候間御多忙中御迷惑ニ候半ガ
罷出候節ハ御引見ノ上十分ニ同人ノ意見も聴キ且又政府之方針ト一致
スル様充分ニ御指導被下度相願候右御紹介迄如此御座候敬具

四條次官殿

高橋是清

【書簡15】四條隆英宛高橋是清書簡

拝啓

來ル十五日帰京ノ予定ニ致置候処大藏省會議ノ都合ニテ廿日過迄当地
ニ静養シ得ル様相成又医者も成丈ケ永ク滞在スル様勸メ候ニ付來ル廿
日ニ帰京致ス様變更致候就てハ其前御話致度事有之候ニ付御都合出來
候ハ、明十三日夕刻（五時ヨリ六時頃）ヨリ御來葉被下間敷哉。昼ノ
中ハ兎角來客勝ニ付夕食後御帰京ノ積ニテ御入來之程希望致し候
勿々不一

十月十二日

是清

四條様

【書簡17】四條隆英宛中橋徳五郎書簡

拝啓清適奉恭賀候陳ハ審議模様御報告被下奉謝候會員一統非常之勉強

之由悦二不堪候不取敢御礼申上候 頓首

六月六日

四條次官閣下

中橋輩

【書類5】「国産振興の真意義」

国産振興の真意義（四條次官講演要旨）

国産振興ト言フコトハ近時朝野ノ声トシテ切りニ唱ヘラレテ居ツテ、謂ハバ一ツノハヤリ言葉ト言ツテモ宜シイ位デアアル。然シ乍ラ国産振興ノコトタルヤ、今ニ始ツタコトデハナイノデアツテ何レノ国ニ於テモ亦何レノ時代ニ於テモ一國ノ産業政策ノ基調ハ国産ノ振興ニ外ナラナイノデアアル。明治維新以來今日迄年ヲ閱スルコト六十年、其ノ間我歴代ノ政府ノ産業政策ノ根本方針モ此原則ニ終始シテ来タノデアアル。明治時代ノ初期ノ頃ニ一時富国強兵ト言フ言葉ガ盛ニ唱ヘラレタコトガアツタガ、其ノ言フ所ノ富国ト云フコトモ必竟国産ノ振興ニ因ツテノミ得ラルル結果ト云フコトニ外ナラナイ。然ルニモ拘ハラズ、最近二三年來殊更ニ国産振興ト言フコトガ大ニ高調セラルルノハ何故デアアルカ。思フニ之モ、所詮ハ、歐洲大戦乱ノ齎シタ一ツノ影響ニ過ギナイノデアアル。歐洲戦争ハ何「致」を挿入）七前後五年ノ久シキニ亘リ、且ツ世界中ノ文明国ト云フ文明国ハ、悉ク挙ゲテ其ノ渦中ニ捲込まレタノデアアルカラ、其ノ各方面ニ及ボシタル影響ハ、甚タ、広ク且深イモノガアル。就中經濟上ニ及ボシタル影響ノ最モ顯著ナルモノト

シテハ、各国ニ於ケル産「産」を「工」に修正）業ノ目醒シイ發達ヲ見逃スコトガ出来ナイ。申ス迄モナク、戦時異常ノ場合ニ於テハ「各種ノ」を挿入）物資ニ対スル需要ハ急激ニ増加スルカラ、供給ガ之ニ伴フコトハ出来ナイノデアアル。而モ今回ノ戦争ノ如クニ世界ノ産業國ハ何レモ之ニ關係シナイモノガナイト云フ有様デハ、各国ノ必要トスル物ヲ他ノ國カラ供給シテ貰フト云フ訳ニハ行カナイ。工業ノ先進國ノ大多数ハ自分ノ國ノ工業力ノ全部ヲ挙ゲテ戦争ノ遂行ニ是レ日モ足ラナイ訳デアツテ、他ノ國ニ「對」を挿入）シテ工業生産品ヲ供給スルト云フ様ナコトハ思ヒモヨラナイコトデアアル。然ルニ歐洲戦前ノ世界經濟ノ傾向趨勢ハ互ニ有無相通ズルコトヲ本旨トシテ居ツタ。何ケ國デモ其ノ國デ必要トスルモノハ凡テ国内デ生産スルト云フコトハナイ。必ズヤ幾何ノ物ヲバ他國カラノ供給ヲ仰イデ居ル。ソレガ今ヤ突如トシテ外國ヨリノ供給ガ断タレタノデアアル。之レ丈デモ可成リ物資ノ不足ニ苦シム訳デアアルノニ更ニ軍國ノ必要上平時ニモ増シテ各種ノ物資ニ対スル需要ハ激増シタ。ソコデ各国ニ於テハ各其ノ自國デ必要トスル物ハ自国内デ生産スルト云フ所謂自給自足ノ經濟思想ガ期セズシテ勃興スルコトニナツタ。「又」を挿入）ソウスルヨリ外ニ施スベキ策ガナカッタノデアアル。於是戦時中ハ各国ハ其ノ国内ノ産「産」を「工」に修正）業ノ發達ヲ助成促進スル為ニ有ラユル方策ヲ講ジタ。今日カラ批評スレバ随分無理ト思ハレルヤウナコトデモ、戦争ノオ蔭デ相当ノ効果ヲ挙ゲタ。其ノ結果ハ何レノ國ニ於テモ其ノ国内ノ工業ハ相当「相当」を「大イニ」に修正）發達シタコトハ殊更ニ論ズル迄モナイ。殊ニ中立國ヤ「又ハ」を挿入）交戦國デハアルガ「ハアルガ」を「アツテモ」に修正）戰場ヨリ遠ク離レテ居ルガ為ニ比較的戦争ノ渦中カラ遠ザカッテ居ル國ノ如キニ於テハ各交戦國

カラノ各種ノ物資ニ対スル注文ガ際限モナク殺到シタト云フ訳デ其ノ
國ノ工業ガ前古未ダ見ザル殷賑ノ狀況ヲ呈シタ。米國ヤ我國ノ
〔ノ〕を「ニ於ケル」に修正」戰時好況時代ノ事例〔ノ〕如キハ」を
挿入」未ダ我々ノ記憶ニ新ナル所デアル。尤モ戰時經濟ハ結局戰爭ト
云フ一時ノ變態ニ伴フ現象デアルカラ、戰雲全ク収マツタル以後ノ平
和經濟ニ於テモ、同様ノ事情ヲ維持スルコトノ不可能デアルコトハ言
フ迄モナイ。論ヨリ証拠、大正九年以來ノ我財界ノ反動の不況ノ事實
ニ顧ミルモ蓋シ思半バニ過グルモノガアラウ。何レノ國ノ戰時中ニ於
ケル工業發達ノ沿革ヲ見テモ今日カラ考ヘレバ如何ニモ無理ガ多イ。
如何ニ自給自足ノ經濟思想ニ基クトハ謂ヘ、原料ヤ、販路ヤ、氣候風
土ヤ、工業技術ノ一般の發達〔發達〕を「進歩」に修正」ノ程度ヤ、
サテハ國民ノ性情ヤ等、或ル種ノ工業ノ發達ニ必要缺クベカラザル各
種ノ条件ヲ考ヘズニ、遮ニ無ニ或種ノ工業ノ發達ヲ囿ツテモ、戰爭
ノ繼續スル間ハ格別、戰爭ガ濟メバ折角ノ努力モ水泡ニ帰スベキハ當
然デアツテ又止ムヲ得ナイコトデアル。サレバ戰時中擴張シタリ新設
シタリシタ各種ノ工業事業ハ何レノ國ニ於テモ平和經濟ニナレバ相當
整理セラレナケレバナナイ運命ヲ持ツテ居ル。然シ乍ラ戰時工業ノ
整理ト云フコトハ實際問題トシテ仲々容易ノコトデハナイ。工業ナド
云フモノハ多額ノ資本ヲ機械設備ナリ工場建物ナリニ固定シテシマツ
テ居ルモノデアルカラ、之ヲ整理スルト云ツテモ全ク跡方モナクナク
シテ仕舞フコトハ仲々出来憎イ。故ニ工業ノ整理ト云フモ〔モ〕を
末梢〕ノハ時トシテハ全然工場ヲ閉鎖スルコトモナイデハナイガ大体
ニ於テ經營ノ主体ガ甲カラ乙ニ變更スルニ止マツテ事業其ノ物ハ依然
トシテ存スルコトガ少クナイ。故ニ歐洲戰爭後各國ニ於テ戰時ニ勃興
セル工業ニ付テ之ヲ平和經濟ノ時代ニ推移セシムルガ為ニ整理ハ行ハ

レタガ其ノ結果ハ対局カラ見テ〔全ク〕を挿入」戰前ノ狀態ニ歸ス
〔ス〕を抹消」ルモノデハナイ。否戰前ノ狀態ニ比シテハ數段ノ進歩
擴張ノ迹ヲ見ルノデアル。抑モ各國ノ近代工業ハ十八世紀ノ末カラ十
九世紀ノ初メニカケテ——我國ハ之ヨリモ更ニ約一世紀後レテ明治維
新以後日清戰爭ヲ機會トシテ——所謂産業革命ナルモノニ因ツテ面目
ヲ一新セルコトハ諸君ノ知ラルル通デアル。産業革命ハ其ノ名ノ示ス
ガ如ク其ノ産業界ノ画時代的ノ一大革新デアルガ、今次ノ歐洲戰亂ハ
第二ノ産業革命ト稱シテモ宜シイ程ニ、世界ノ産業ニ重大且ツ深刻ナ
ル影響ヲ及ボシタノデアル。英國獨逸ハ暫ク措キ、仏、伊、匈等従来
何レカト言ヘバ農業國ニ屬スル中部歐羅巴ノ國々ガ著シク工業化シ
朝ニシテ近代工業國ト變化シタノデアル。二三年前英國デ埃及ガ機關
車其ノ他ノ鐵道材料ヲ伊太利カラ買入レタト云ツテ英國人ヲ大ニ驚カ
シタコトガアル。英國人ノ頭デハ伊太利ト云フ國ハ美術ノ國デアツテ
〔デアツテ〕を「乃至ハ」に修正」物見遊山ニ行ク國デアツテ、工業
國トシテ英國ト競争スルコトナドハ思ヒモ付カヌ事デアル。況ンヤ英
國ノ殖民地ノ埃及デ〔デ〕を「ニ」に修正」英國ヲ差措イテ機關車
等ヲ供給スル等ハ夢ニモ考ヘナカッタ所デアラウ。又染料ハ戰前ニ於
テハ獨逸ノ獨占品ト云ツテモ宜シイモノデアルガ、戰時中獨逸染料ノ
供給ガ杜絶シタルガ為、各國ハ随分困リ抜イテ自ラ其ノ製造ニ着手シ
テ此事業ノ發達助成ニ大ニ努メタ。獨逸トシテハ染料工業ハ技術的ニ
見テ極メテ難渋ナ事業デアルカラ、科学ノ國タル獨逸ニシテ始メテ出
來得ル事業デアルト自惚〔惚〕を「信」に修正」シテ居ツタノモ無
理カラヌ点ガアル。學問ニカケテハ天才タル獨逸人デスラ此事業ニ成
功スルニハ長年月ト多大ノ費用ヲ費サザルヲ得ナカッタノデアル。夫
レ故獨逸ハ各國ガ染料ノ製造工業ニ手ヲ付ケタト云フコトヲ聞イテモ

戦争ノ当初ハサ迄驚カナカッタラウト思フ。一度戦争ガ済ムダナラバ〔鎧袖一触〕を挿入〕一挙ニシテ之ヲ覆ス〔ス〕を「シ市場ヲ回復スル位ノ」に修正〕意気込デアッタラウト思フ。現ニ戦争ノ末期ニ独逸ガ其ノ国境近クニ染料ノストック〔傍線原文〕ヲ集中シテ大ニ各国市場ニ殺到スル準備ヲシテ居ル等ト言フ風説モ伝ヘラレタ。所ガ独逸染料發達ノ經過ニ較ブレバ短日月デアッタガ、各国ノ染料工業ノ基礎ハ政府ノ保護奨励ノ政策ト相特ツテ牟〔平〕を挿入〕トシテ抜クベカラザルモノニナツタ。工業ノ智識、經驗、技術ノ点デハ独逸トハ比較ニナラヌ程劣ツテ居ル日本ニ於テスラ戦時中ニ芽生ヒタ染料工業ノ結果独逸染料ハ最早戦前ノ如ク我国内ノ〔ノ〕を抹消〕市場ノ独占的支配權ヲ示〔示〕を「占」に修正〕ムルコトガ出来ナイ様ニナツタデアリマス〔リマス〕を「ル」に修正〕。独逸トシテハ恐ラク感慨無量ナルモノガアラウト思フ。之等ハホソノ一二ノ例ニ過ギナイ。要スルニ、欧洲戦争ヲ軋機トシテ其ノ影響ニ依リテ各国ノ工業ハ一大進展ヲ遂ゲタコトハ〔余リ〕を挿入〕詳ニ〔ニ〕を「シク」に修正〕申述ブルヲ要シナイコトデアル。夫レ既ニ斯クノ如ク各国ノ工業ガ戦時中大發達ヲ遂ゲタル以上ハ各国トシテハ出来ルダケ之ガ維持存続ヲ圖ラナケレバナラナイ。一度興隆シタル工業ガ衰亡覆滅スルト云フコトハ独り事業主其ノ物ノ損失ノミニ止マラズ、多数ノ失職者ヲ生ズルト云フ結果ニナツテ、社会的ニ見テモ重大ナル問題ヲ惹起シ易イノデアル。殊ニ戦争ノ痛手ヲ受ケタ国々ニ取ツテハ、国力ヲ恢復スル唯一ノ途ハ自國ノ産業ノ興隆ノ外ナイ。乗ズベキ機会ガ少シデモアレバ外国市場ニ進出シテ富ヲ贏ケ得ナケレバナラナイ事情ニアル。之等ノ事情カラシテ一方、国産ノ振興ヲ唱ヘテ外国品ノ侵入ニ備フルト同時ニ進ンデ外国貿易ノ伸張ヲ力説スルノ声ガ〔期セスシテ〕を挿

入〕世界ニ普ネキニ至ツタ次第デアル。国産振興ノコトタル事程極メテ明白デアツテ多クノ議論ヲ要シナイ。何人ト雖國産ノ振興ニ依存アルベキ筈ガナイ。只其ノ実行ノ至難ナルコトヲ嘆ズルノミデアル。〔ノ〕至難ナルコトヲ嘆ズルノミデアルを「二至テハ極テ至難ナルモノガアル」に修正〕殊ニ我國ノ如ク工業〔ノ〕を挿入〕發達ガ諸外国ヨリモ遅レテ居ツテ未ダ諸外国ニ及バザル点ガアル所ニ於テ一層此感ヲ深ウスル。早イ話ガ如何ニ國産振興ガ国家重要ノ政策デアラウトモ、外国品ニ較ベテ殆ント使用ニ耐エナイ程劣等ノ國産品デアツテハ値段ガ少シ位安クトモ其ノ使用ヲ一般國民ニ強フルコトハ出来ナイ。況ンヤ其ノ代價ガ外国品ヨリモ高イニ於テヤデアアル。夫レ故ニ一部識者ノ間ニハ國産振興モ結構ナコトデアルガ先ヅ我ニ優良ナル國産品ヲ与ヘヨ、粗製濫造今日ノ如キ我國工業ノ状態ヲ以テ國産品ノ愛用ヲ要求セラレルノハ少シク〔少シク〕を「甚ダ」に修正〕迷惑千万ノ話デアアルト言フ意見モアルヤウデアアル。此意見ハ寔ニ〔御〕を挿入〕尤モ千万デアツテ、我輩モ國産振興ノ根本義ハ優良ナル國産品ノ製造ニ存スルト云フ点ニ於テ全然同一ノ見解ヲ有スル。〔同一ノ見解ヲ有スル〕を「同感ナリ」に修正〕政府ノ工業政策ノ根本方針モ一二先ヅ以テ優良ナル國産品ノ生産ニ努ムルト云フコトカラ出發シテ居ル。工業振興ニ關スル從來ノ政府ノ諸施設モ皆トシテ然リデアリ、又將來ノ政策モ此点ニ深く留意シテ努ムベキデアラウト思フ。然シ明治維新以來我國工業發達ノ經過沿革ニ鑑ミテ、我國産ナルモノハ外国品ト比較シテドレモコレモ劣等ノ品質デアルカト云フト必ズシモサウデアアリマセヌ。我國民ハ明治以來政治、財政、軍事、外交等有ラユル方面ニ於テ天才的ノ技術手腕ヲ中外ニ示シタコトハ御承知ノ通デアアル。外国人ハ何人ト雖短日月ニ於ケル新日本ノ進

歩ヲ迹ニ驚カザルモノハアルマイト思フ。独リ工業ニ於テノミ例外ヲ為スモノデハナイ。我国工業ノ技術ハ外国ニ及バヌ点アリト人モ我モ申スケレドモ、我々ノ先輩ノ努力ノ結果明治以来半世紀間ニ為シ遂ゲタル我国工業發達ノ「發達」を「ノ」に修正、偉大ナル「進歩發達ノ迹」を挿入、功績「功績」を抹消、ハ「何人モ首肯スル所ニシテ」を挿入、我々モ感嘆セズニハ居レナイモノガアリマス。「リマス」を「ル」に修正、「我々モ」から「マス」まで抹消、我「々々」を挿入、共商工省ノ当局トシテハ我国工業ノ發達ノ実状ガ如何ニ驚クベキモノガアルカ「如何ニ驚クベキモノガアルカ」を「之ヲ外国ノ夫レニ比ベテソシテ劣ッテ居ルモノデハナイ」に修正、ト云フコトニ付テ寧ロ一般国民ノ注意ヲ喚起シタイト思フ。国産品ニシテモ價格ノ上カラモ又品質ノ点カラモ外国品ニ比シテ何等ノ遜色ナキモノモ決シテ少クナイノデアアル。後進國ノ悲シサニハ舶来品ニ対シテハ不「不」を「過」に修正、当ナル尊敬ヲ払ヒ、国産品ニ対シテハ反対ニ不当ニ卑下スル風ガアル。国産品ト舶来品ト比較シテ品質モ値段モ劣ル、劣ラヌト云フコトハ、実ハ事実ノ話デアッテ理窟^{トク}ノ争デハナイ。故ニ良キモノハ良イ、悪イモノハ悪イト云フコトハ一目瞭然デ、舶来品ト云フ為ニ「之レガ」を挿入、判断ヲ誤ル道理ガナイ訳ダノニ實際ハ外国「品」を挿入、崇拜ノ念ニ捉ハレ過ギルノデアアル。工業ニ対スル一般ノ素人ノ間バカリデナク工業ノ専門家ノ間ニモ「モ」を「於テスラ」に修正、時トシテカクノ如キ錯覚ニ陥ルコトガナイデハナイ。何セ我國ノ工業ノ發達ハ未ダ長イ年月ヲ経テ居ラヌノミナラズ、万事ハ外国カラ輸入シ之ヲ模倣シタモノデアアルカラ、外国品ナレバ大丈夫デアリ、間違ガナイト云フ觀念ガ強ク我々ヲ支配スルト云フコトモ無理カラヌ点モアル。然シ乍ラ工業バカリデナク我國ノ近代ノ文物

制度ハ何レモ外国ノ夫レニ則ツタト云ツテモ宜シイト思フ。然ルニ今日デハ云ハバ一本立トナツテ學問スラ独立ガ叫^{コウ}バレ外国人ノ糟粕ヲ嘗メルコトヲ厭フヤウニナツテ来テ居ルデハナイカ。然ルヲ工業品ニ限ツテ未ダ模倣時代ノ外国「品」を挿入、崇拜ノ妄想ニ酔ツテ居ルコトハ不思議ト云ヘバ不思議ナ話デアアル。優良ナル国産品ヲ製造スルト云ツテモ売レナイモノヲ造ル訳ニハユカヌ。工業モノノ事業デアアル以上ハ、第一ニ其ノ製造シタルモノノ販路ガアルト云フコトガ肝心デアアル。×元来我国ハ国土狭^{ヤマ}少デ一般ニ工業生産品ノ国内ノ販路ガ狭イ。此点ガ我国ニ於ケル工業ノ發達ヲ妨ゲル一大障害トナツテ居ル。其ノ上一般国民ガ「(「」を抹消)「上等舶来」ト云フ言葉ニ心酔シテ和製品ハ祿ナモノガナイト云フ謬想ニ捉ハレテ更ラデダニ狭イ我国工業ノ国内市場ヲ益々狭メテ居ル。カクテハ我工業ノ發達ヲ阻ラントシテモ得ベカラザルコトデアアル。故ニ此外国品ヲ矢鱈ニ尊重シ其ノ實質の内^{ウチ}容ヲ蔽「蔽」を抹消、吟味シナイデ、舶来ト和製ト云フ言葉ノ差デ兩者ノ間ニ非常ナ懸隔アル価値判断ヲ与ヘル悪習ヲ改ムルコトガ何ヨリノ急務デアアル。我国産品ハドレモコレモ外国品ヨリ劣ッテ居ルト云フ訳デハナイ。現ニ需要「要」を抹消、用者ガ舶来品ダト思ツテ使用シテ居ル物ノ中デモ、焉ゾ知ラン実ハ真正銘ノ国産品タルモノモ決シテ少クハナイト思フ。需用者ガ舶来品ダト云ハヌト之ヲ顧ミナイ風ガアルノデ生産者モ商人モ優良ナル国産品ニ対シテハ業「業」に「ワザワザ」とルビ)ニ舶来品ノ体裁ヲ整ヘテ之ヲ市場ニ提供シテ居ル状態デアアル。国産品ヲ愛用セヨト云フコトハ何モ悪イ品質ノモノヲ高イ値段ヲ払ツテモ尚且ツ之ヲ使用セヨト云フ訳デハナイ。品質ガ略々同等デ且ツ値段モ大シテ甲乙ガナケレバ外国品ニ先立ツテ先ヅ國産品ヲ愛用セヨト云フニ過ギナイ。或ハ一步進ンデ品質ノ点ガ少シ位

劣ッテ居ッテモ値段ノ方ガ安ケレバ〔ケレバ〕を「イトカ品質カ同等ナラ値段カ少シハ高クトモ」に修正〕我慢シテ国産品ヲ使用スルト云フコトニナレバ尚更結構デアル。些細ノコトノ様デアルガ以上ノ点ニ付テ一般国民ガ自覚シテ成ルベク国産品ヲ愛用スル様ニナルト始メテ優良ナル国産品ト云フモノガドシドシ〔云フモノガドシドシ〕を「カ次第次第第二多ク」に修正〕生産セラレルコトニナルノデアル。斯クノ如ク国民一般ガ先ツ国産品ヲ愛用スル様ニナリ其ノ結果其ノ工業ガ国内販路ヲ確保スルコトニナレバ更ニ進ンデハ海外市場ニ輸出スル機会ヲ作ルコトニナル。最〔最〕を「尤」に修正〕モ輸出貿易必ズシモ国内販路ガナクトモ海外市場丈ケニ輸出セラルル場合モナイコトハナイ。所謂輸出物丈ケヲ生産スル工業デアル。然シ乍ラ此上更ニ〔相当ノ〕を挿入〕国内販路ヲ有スル方ガ貿易振興上有利デアルコトハ申ス迄モナイ。国内販路ヲ全ク有セザル場合ニハ其ノ事業ノ消長盛衰ハ一ニ外国市場ノ景氣ノ良否如何ニヨツテ左右セラルル訳デアルガ、多少デモ国内販路ガアレバ外国市場ノ市況ノ變動ニヨル需給関係ヲ調節スルコトガ容易デアル。故ニ国内販路ヲ持ッテ居ル方ガ確實ニ外国市場ニ進出スルコトガ出来ル。果シテ然レバ国産品ヲ愛用スルト云フコトガ延イテハ海外貿易ノ〔一字抹消〕伸展ヲ来スコトニナル。海外貿易ノ伸展ハ取りモ直サズ国際貸借関係ノバランスヲ改善スルコトニナルコトハ云フ迄モナイ。我國ノ貿易ハ明治初年以來輸入超過ノ年ガ多イ。殊ニ近年ニ於テハ歐洲大戦中ノ五六〔五六〕を抹消〕四ヶ年ヲ除イテハ連年入超ニ入超ヲ重ネテ居ル。其ノ結果ハ正貨ガ年々流出スルコトニナルノデ国民經濟、國家財政ノ上ニ重大ナル影響ヲ来スノデアル。此点ノミカラ云ツテモ國産ノ振興ハ國家緊要ノ重要國務〔國務〕を「問題」に修正〕デアル。

以上述べタルガ如ク國産振興ノ根本義ハ國産〔ヲ〕を挿入〕愛用スルト云フコトニ付テ一般國民ガ目醒メルト云フコトニ存スルノデアルガ、一方國産品ヲ製造スル所ノ生産者〔ノ〕を挿入〕側ノ〔ノ〕を抹消〕ニ於テモ多端ナル此經濟的難局ニ〔一字抹消〕臨ンデ大イニ努力發奮セネバナラヌコトハ勿論ノコトデアル。國産品ガ依然トシテ粗製濫造デハ仕方ガナイ。國産品ヲ飽ク迄使用シタイト云フ需用者〔カラ〕を挿入〕モ努メテ之ヲ〔之〕を「國産品」に修正〕使用シテ見ルガ成績ガ思ハシクナイ、國産品ノ粗悪ナノニ困ル〔ノ〕ニ困ルを「ル為不本意ナカラ外國品ヲ使フ」に修正〕ト云フ非難ヲ屢々耳ニスル。國産愛用ノ美風ガ一般ニ普及シナイ責任ノ一半ハ慥カニ生産者モ負ハナケレバナラヌト思フ。〔サラバ〕を挿入〕生産方面ニ於テ如何ナル点ヲ改善スベキデアルカト云ヘバ之モ多方面ニ亘ツテ改善スベキモノガアル。然シ乍ラ一般ニ我國工業ノ経営ガ如何ニモ乱雜デアリ合理的デナイト云フ点ガ就中顯著ナル弊害デアルト思フ。諸外國デモ戦后ノ施設経営ノ中心問題トシテ産業ノ合理化、能率増進ト云フコトガ益々論議セラレ、之ガ方策モ著ニ実行セラレテ居ル。我國ノ如ク多数ノ小規模ノ独立企業ガ雜然トシテ存在シ、多クハ自己ノ利益ヲ図ルニ急ニシテ時トシテハ其ノ事業ノ全体ノ利益ノ為ニ自己ノ利益ヲ犠牲ニスルト云フ精神ニ乏シイ。往々ニシテ多数業者ノ間不当ナル競争ヲシテ結局其ノ業自体ノ信用其ノモノヲ失墜スル弊ガ多イ。又事業ノ経営ノ組織ナリ方法ナリガ合理的デナイガ為ニ能率が低ク為ニ生産品〔品〕を「費」に修正〕ガ比較的高イト云フ風モ所在ニ之ヲ見ルコトガ出来ル。斯クノ如キ状態デハ日ニ月ニ熾烈トナル世界経営〔経営〕を「經濟」に修正〕競争ノ舞台ニ立ツテ優勝ノ地位ヲ占ムルコトガ覺束カナナイ。カクノ如クンバイクラ國産愛用ヲ〔ヲ〕を「」

に修正」国産振興ヲ叫ンデモ効果ガナイト思フ。
要スルニ生産者モ一般〔「一般」を削除〕消費者タル一般国民モ此時
局ノ重大ナルニ鑑ミテ自覚シナケレバナラナイ。世界経済競争ニ負ク
ルト云フコトハ今日以后ノ国際〔「国際」を抹消〕世界ノ大勢カラ考
ヘレバ総テヲ失フコトデアアル。経済競争デ人後ニ陥チタ国ガ他ニ国威
ヲ伸張スル途ガナイノデアアル。希クバ其ノ朝ニアルト野ニアルトヲ問
ハズ、又生産者タルト消費者タルトニ論ナク全国民ガ一致協力シテ真
ノ意味ノ国産ヲ愛用スル民風ヲ作興シ真ノ意味ノ国産〔「ノ」を挿
入〕振興ヲ図ルコトガ〔「ルコトガ」を抹消〕リ以テ之ノ経済的国難
〔「国難」を「難局」に修正〕ヲ切抜ケタイト思フ〔「ケタイト思フ」
を「クルコトニ協力セラレムコトヲ希フノデアリマス」〕。

作成年	内 容	備 考
(1898)年8月19日	授爵手続き完了につき、定籍届提出要求。	【書簡2・3】はもと一括。
1898年7月20日	授爵に関する書類授与について通知。	【書簡1】備考参照。
(明治)年1月25日	藤堂家旧家老に関する山崎砲撃事件の事実確認につき問い合わせ。	【書簡1】備考参照。

作成年	内 容	備 考
1920年3月5日	史料借用証書。	文部省野紙。
(1927)年12月10日	推薦状。	
(1927)年12月21日	高橋哲採用内定報知への謝礼。	
(昭和)年10月19日	米田吉盛紹介状。	太田、米田名刺同封。米田吉盛持参。
(1926)年12月6日	河原田平助褒賞の件決定謝礼。	
1929年5月1日	拙家整理につき資金援助謝礼。	
(1924)年11月17日	人事異動につき所感、上京の旨報知。	
1928年10月31日	大礼に際する送迎について通牒。	
1928年11月6日	大礼に際する賢所大前着替所室番号通知。	
1928年11月14日	大礼に際する修学院離宮、紫宸殿大嘗宮拝観許可に付、諸注意。	
1926年2月7日	静岡県輸出織物業者高柳信蔵紹介。	
(1932)年10月12日	葉山滞在延長、帰京日変更、来訪依頼。	
1930年8月30日	被控訴人としての期日呼出状・答弁書催告状。	
(1927)年6月6日	礼状。	

作成年	内 容	備 考
	四條隆調履歴。	
		辞令類を綴ったもの。
1937年5月18日		
1937年5月4日		
1936年1月30日		
1934年12月15日		宮内省野紙。
1933年6月5日		
1928年12月21日		宮内省野紙・「捧持差支節申出有之度」との1928年12月21日付宗秩寮書簡あり。

四條男爵家文書目録

【書簡の部】

四條隆平宛書簡

仮番号	表 題	作 成 者
1	四條隆平宛爵位局第三課書簡	爵位局第三課
2	四條隆平宛醍醐忠敬書簡	醍醐忠敬
3	四條隆平宛東久世通禧書簡	史談会総裁東久世通禧

四條隆英宛書簡

仮番号	表 題	作 成 者
4	四條隆英宛維新史料編纂事務局書簡	維新史料編纂事務局
5	四條隆英宛一木喜徳郎書簡	一木喜徳郎
6	四條隆英宛一木喜徳郎書簡	一木喜徳郎
7	四條隆英宛太田正孝書簡	太田正孝
8	四條隆英宛金子堅太郎書簡	金子堅太郎
9	四條隆英宛四條隆愛書簡	四條隆愛
10	四條隆英宛下岡忠治書簡	下岡忠治
11	四條隆英宛大礼使長官官房庶務係書簡	大礼使長官官房庶務係
12	四條隆英宛大礼使典儀部書簡	大礼使典儀部
13	四條隆英宛大礼使書簡	大礼使
14	四條隆英宛高橋是清書簡	高橋是清
15	四條隆英宛高橋是清書簡	高橋是清
16	四條隆英宛東京控訴院民事第七部書簡	東京控訴院民事第七部
17	四條隆英宛中橋徳五郎書簡	中橋徳五郎

【書類の部】

履歴関係

仮番号	表 題	作 成 者
1	故正二位様御履歴書写	
2	明治参拾壹年起重要書類綴	
2-1	来二十日拜謁被仰付天杯下賜ニ付参内可有之	宗秩寮
2-2	天杯下賜ニ付参内差支有無問合	宗秩寮
2-3	襲爵被仰付候ニ付明後一日親族ノ内代理トシテ参内可有之	宮内省
2-4	襲爵に関する誓紙雛形	
2-5	従五位宣下位記及伝達の件	宗秩寮総裁侯爵木戸幸一
2-6	日本度量衡協会評議員当選委職承諾願	日本度量衡協会会長岡本英太郎
2-7	昭和四年新年式御裳俸持御用被仰付	宗秩寮総裁子爵千石政敬

1932年 5月28日		伯子男爵選挙管理者罨紙。
1929年 7月 9日		財団法人理化学研究所罨紙。
1929年 6月24日		財団法人理化学研究所罨紙。
1929年 2月21日		商工省罨紙。
1928年12月27日		商工省罨紙。
1928年11月23日		大礼使罨紙。
1928年11月23日		大礼使罨紙。
1928年 9月 4日		商工省罨紙。
1928年 6月27日		商工省罨紙。
1928年 6月20日		商工省罨紙。
1928年 4月14日		商工省罨紙。
1928年 4月 7日		商工省罨紙。
1928年 4月 5日		商工省罨紙。
1928年 2月27日		財団法人理化学研究所罨紙、別紙なし。
1928年 2月23日		商工省罨紙。
1928年 2月 7日		商工省罨紙。
1928年 1月24日		商工省罨紙。
1927年12月 5日		農林省罨紙、別紙なし。
1927年 5月31日		商工省罨紙。
1927年 5月31日		商工省罨紙。
1927年 3月 8日		商工省罨紙。
1927年 1月31日		商工省罨紙。
1927年 1月12日		商工省罨紙。
1927年 1月10日		商工省罨紙。
1926年12月27日		商工省罨紙。
1927年12月27日		商工省罨紙。
1926年12月20日		
1926年 9月20日		商工省罨紙。
1926年 7月 7日		商工省罨紙。
1926年 5月14日		大蔵省罨紙。
1925年12月16日		社会局罨紙。
1925年12月23日		大蔵省罨紙。
1925年 8月17日		農商務省罨紙。
1925年 7月 6日		農商務省罨紙。
1925年 1月28日		農商務省罨紙。

2-8	貴族院議員選挙当選通知	臨時男爵選挙管理者男爵坂本俊篤
2-9	理化学研究所評議員・理事就職の感謝状	財団法人理化学研究所所長工学博士 子爵大河内正敏
2-10	理化学研究所評議員・理事退任に付羽二重二疋贈呈	財団法人理化学研究所所長工学博士 子爵大河内正敏
2-11	除服出仕通達	商工大臣秘書官
2-12	日豪協会評議員応嘱の件許可	商工大臣中橋徳五郎
2-13	皇靈殿神殿ニ親謁之儀ニ付参集之有度	大礼使典儀部長公爵伊藤博邦
2-14	御神楽ノ儀に付、参集有之度	大礼使典儀部長公爵伊藤博邦
2-15	大礼記念国産振興東京博覧会ヨリ贈与ノ記念品受領許可	商工大臣中橋徳五郎
2-16	徴兵保険株式会社ヨリ贈与ノ記念品受領許可	商工大臣中橋徳五郎
2-17	大礼記念京都大博覧会顧問応嘱ノ件許可	商工大臣中橋徳五郎
2-18	大阪堂島米穀取引所理事長ヨリ贈与ノ記念品受領許可	商工大臣中橋徳五郎
2-19	除服出仕通達	商工大臣秘書官
2-20	忌引中旅行ノ件許可	商工大臣中橋徳五郎
2-21	別紙の通り理事受諾被下度、此段通知	財団法人理化学研究所所長工学博士 子爵大河内正敏
2-22	大礼記念国産振興東京博覧会顧問応嘱ノ件許可	商工大臣中橋徳五郎
2-23	万国工業会議副会長就職ノ件許可	商工大臣中橋徳五郎
2-24	万国工業会議評議員応嘱ノ件許可	商工大臣中橋徳五郎
2-25	別紙の通り本省より手当支給の御発令有之に付ては取り敢えず御届申上候	農林省蚕糸局長石黒忠篤
2-26	日本産業協会会長ヨリ受領ノ記念品受領許可	商工大臣中橋徳五郎
2-27	故島田孫市遺族ヨリ贈与ノ記念品受領許可	商工大臣中橋徳五郎
2-28	万国工業会議準備委員応嘱ノ件許可	商工大臣藤沢幾之輔
2-29	殯宮図面	
2-30	大喪儀陵所ノ儀、当省勅任官総代として東浅川仮駅に参集有之度	商工大臣秘書官
2-31	殯宮祇候に関する通知	商工大臣秘書官
2-32	殯宮祇候に関する通知	商工大臣秘書官
2-33	大行天皇還幸ニ付、当省勅任官総代として原宿駅に参集有之度	商工大臣秘書官
2-34	踐祚後朝見ノ儀、当省勅任官総代として参内有之度	商工大臣秘書官
2-35	歳末挨拶、手当金二百円送付の件	復興局長官堀切善次郎
2-36	漢冶萍公司董事總經理盛恩願より寄贈の物品受領許可	商工大臣藤沢幾之輔
2-37	記念品受領許可	商工大臣片岡直温
2-38	貴官の関稅率調査委員会委員は自然消滅の件	大蔵次官田昌
2-39	年末慰勞として金五十円送付の件	勤儉奨励中央委員会会長若槻礼次郎
2-40	関稅稅率調査委員会委員発令通知	大蔵大臣官房秘書課長
2-41	第二回化学工業博覧会名誉賛助員応嘱ノ件許可	商工大臣片岡直温
2-42	電気文化展覧会顧問就職の件許可	商工大臣野田卯太郎
2-43	第二回畜産工藝博覧会顧問応嘱ノ件許可	農商務大臣高橋是清

1925年 1 月13日		農商務省罫紙。
1924年12月23日		内閣罫紙。
1924年12月20日		外務省罫紙。
1924年 8 月 7 日		農商務省罫紙。
1923年 9 月 5 日		「諸材料部ノ勤務ヲ命ス」とある。
1923年 1 月29日		農商務省罫紙。
1922年12月18日		外務省罫紙。
1922年11月28日		農商務省罫紙。
1922年11月25日		農商務省罫紙。
1922年10月20日		農商務省罫紙。
1922年 1 月12日		農商務省罫紙。
1921年12月14日		農商務省罫紙。
1921年 7 月21日		農商務省罫紙。
1920年 4 月13日		農商務省罫紙。
1919年11月13日		農商務省罫紙。
1919年11月 1 日		農商務省罫紙。
1918年10月 7 日		隆貞関係。
1918年 4 月 5 日		農商務省罫紙。
1917年 6 月 4 日		農商務省罫紙。
1917年 3 月20日		宮内省罫紙。
1916年 9 月27日		農商務省罫紙。
1914年 4 月15日		東京大正博覧会事務局罫紙、「審査第十四部勤務」とある。
1913年11月21日		農商務省罫紙。
1911年 8 月 1 日		
1911年 8 月 1 日		宮内省罫紙。
1910年 4 月15日		
1908年 6 月 9 日		農商務省罫紙。
1909年 5 月27日		
1908年 6 月 9 日		農商務省罫紙。
1901年 6 月19日		
1898年 8 月 1 日		
1898年 7 月23日		四條隆平の分家に関するもの。
1898年 7 月20日		四條隆平、授爵に関するもの。
1898年 7 月19日		
	四條隆英履歴書、碑文案。	
(昭和)		「緑蔭回想 四條隆英男を語る」 43・44、「産業経済」(九州新聞、 1935年10月26日)、「四條隆英男の 訃」が貼り付け。

2-44	製鉄鋼調査会委員に就職相成候条通知	農商務大臣官房秘書課長上塚司
2-45	製鉄鋼調査会委員に充てられ候	内閣書記官長江木翼
2-46	臨時条約改正調査委員会委員発令通知	外務大臣官房人事課長
2-47	広幅織物普及展覧会共産会総裁より贈与の記念品受領許可	農商務大臣高橋是清
2-48	臨時震災事務局委員発令通知	臨時震災救護事務局総務部
2-49	第三回発明品博覧会評議員応募の件許可	農商務大臣荒井賢太郎
2-50	臨時条約改正調査委員会委員発令通知	外務大臣官房人事課長
2-51	工作機械展覧会協賛会より贈与の記念品受領許可	農商務大臣荒井賢太郎
2-52	休暇許可	農商務大臣荒井賢太郎
2-53	東京府知事より贈与の記念品受領許可	農商務大臣荒井賢太郎
2-54	戦後発展全国工業博覧会長より贈与の記念品受領許可	農商務大臣男爵山本達雄
2-55	福井県絹織物同業組合組長より贈与の記念品受領許可	農商務大臣男爵山本達雄
2-56	財団法人協調会会長より贈与の手当金受領許可	農商務大臣男爵山本達雄
2-57	京都市長より寄贈の記念品受領許可	農商務大臣山本達雄
2-58	中央報徳会理事就職許可	農商務大臣山本達雄
2-59	工業博覧会顧問受諾の件許可	農商務大臣山本達雄
2-60	分焼命名御届（控）	従四位男爵四條隆英
2-61	内務省より給与の慰勞金受領許可	農商務大臣仲小路廉
2-62	中央電気協会会長より贈与の物品受領許可	農商務大臣仲小路廉
2-63	従四位宣下相成候、位記伝達	宗秩寮総裁候爵久我通久
2-64	除服出仕通達	農商務大臣官房秘書課長宮内国太郎
2-65	東京大正博覧会審査会審査官辞令	東京大正博覧会事務局
2-66	関東区実業大会より贈与の記念品受領許可	農商務大臣山本達雄
2-67	親族書調製差出され度	宗秩寮
2-68	襲爵被仰付候条辞令書及伝達	宗秩寮総裁候爵久我通久
2-69	認可状	会計検査院長法学博士子爵田尻稻次郎
2-70	許可状	農商務大臣松岡康毅
2-71	認可状	会計検査院長法学博士子爵田尻稻次郎
2-72	認可状	農商務大臣松岡康毅
2-73	御用有之出頭可有之候也	爵位局
2-74	出頭可有之候也	宮内省
2-75	分家届写	
2-76	請書（控）	男爵四條隆平
2-77	授爵相成候条参内可有之	式部長男爵三宮義胤
3	四條隆英履歷書、碑文案	
4	四條隆英関係記事スクラップ	

作成年	内 容	備 考
	四條次官講演要旨。	商工省罫紙。
	四條次官賞与手当。	商工省罫紙 (赤)。

作成年	内 容	備 考
	封筒。【書類 7-1】～【書類 7-7】を入れる。至急親展。	
1927年 7 月 30 日	関税調査委員会開催案内。	
	関税調査委員会官制、関税調査委員会議事規則、議事ニ関スル申合。	
1926年 6 月 20 日		極秘扱い。
1927年 1 月 8 日		極秘扱い。
		秘親展。
	山本文平外四名懲戒の件、山内継喜外一名懲戒の件につき委員会開催。	
1928年 7 月 2 日	台湾総督府警務局長山本文平外四名に対する懲戒事件審査報告書。	秘。
1928年 7 月 10 日		
	虎ノ門事件、原敬殺害事件、東京帝国大学前直訴事件についての警察関係者懲戒処分結果。	
	封筒。【書類 9-1】～【書類 9-9】を入れる。	
1935年10月15日	「予審制度及未決拘禁制度ヲ議スル小委員会、民事訴訟手続ノ運用ヲ議スル小委員会」の委員長選出	
1935年11月26日	司法制度調査会幹事任命通知	
1935年10月24日	司法制度調査会幹事命免通知	
1935年10月 3 日	予審制度及未決拘禁制度ヲ議スル小委員会委員指名通知	
1935年 9 月 25 日		
(1935)年 月 日	司法制度調査会名簿	
1935年 7 月 9 日	司法制度調査会内規	
1935年 7 月 8 日	議題案	鉛筆による書込みあり。
	法制局罫紙 (青) 白紙19枚	
	農商務省罫紙 (赤) 白紙 5 枚	

作成年	内 容	備 考
1927年 2 月 日		封筒に一括。
1927年 2 月 日	後発供奉列車乗車証	

商工省関係

仮番号	表 題	作 成 者
5	国産振興の真意義	
6	商工次官賞与書付	

委員会関係、その他

仮番号	表 題	作 成 者
7	関税調査委員会関係書類	関税調査委員会幹事
7-1	関税調査委員会開催案内	関税調査委員会幹事
7-2	関税調査委員会関係法令	
7-3	関税調査委員会会長、委員及幹事氏名	
7-4	関税調査委員会諮問事項第一号	大蔵大臣
7-5	関税調査委員会諮問事項第二号	大蔵大臣
7-6	審議ヲ了シタル諮問品目	
7-7	審議未了ノ諮問品目	
8	文官高等懲戒委員会関係書類	四條文官高等懲戒委員
8-1	文官高等懲戒委員会開催通知	松室致委員長
8-2	台湾総督府警務局長山本文平外四名に対する懲戒事件審査報告書	文官高等懲戒委員男爵四條隆英
8-3	警視庁山内継喜同小林三郎に対する懲戒事件審査報告書	主査委員前田米蔵
8-4	虎ノ門事件ほか懲戒議決結果	
9	司法制度調査会関係書類	司法制度調査会
9-1	司法制度調査会議席図	
9-2	小委員会委員長選出通知	司法制度調査会幹事坂野千里
9-3	幹事任命通知	司法制度調査会幹事坂野千里
9-4	幹事命免通知	司法制度調査会幹事坂野千里
9-5	小委員会委員指名通知	司法制度調査会幹事坂野千里
9-6	司法制度改善に関する諮問に対する答書	神戸弁護士会会長岩佐権二
9-7	司法制度調査会名簿	
9-8	司法制度調査会内規	
9-9	議題案	
10	法制局野紙	
11	農商務省野紙	

皇室関係

仮番号	表 題	作 成 者
12	後発供奉列車乗車関係書類	大喪使
12-1	後発供奉列車乗車証	大喪使

1927年2月 日	第一帰京列車乗車証	
(1927年2月 日)	供奉列車乗込地図	
(1927年2月 日)	大喪列車発着要図	
(1927年2月 日)	大喪列車乗車諸員一覧表	
(1927年2月 日)	大喪列車時刻表	
		封筒に一括。
1928年12月15日	12月19日の御陪食案内	
1929年4月10日	4月18日の観桜会案内	

12-2	第一帰京列車乗車証	大喪使
12-3	供奉列車乗込地図	
12-4	大喪列車発着要図	
12-5	大喪列車乗車諸員一覧表	
12-6	大喪列車時刻表	
13	鴨猟案内	
13-1	鴨猟案内	
13-2	鴨猟の方法及び注意	
14	御陪食案内	宮内大臣一木喜徳郎
15	観桜会案内	宮内大臣一木喜徳郎